

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和5年1月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
1	20230104	ニュー浜名湖バス株式会社(8080401003941) 代表者澤木和雄	静岡県浜松市中区小豆餅1丁目19番地32号	本社営業所	静岡県浜松市中区小豆餅1丁目19番地32号	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項	令和4年11月17日、監査方針に基づき、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の記録記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)	0	0
2	20230110	京福バス株式会社(法人番号8210001007536) 代表者岩本裕夫	福井県福井市日之出五丁目3-30	福井営業所	福井県福井市日之出五丁目3-30	文書警告(処分日車数30日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)による)	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項及び第2項	令和4年7月22日及び令和4年7月25日、監査方針に基づき、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施不適切(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)、(3)運行管理者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第48条の3)	6	3
3	20230110	京福バス株式会社(法人番号8210001007536) 代表者岩本裕夫	福井県福井市日之出五丁目3-30	坂井営業所	福井県あわら市国影36字106番地	文書警告(処分日車数30日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)による)	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項及び第2項	令和4年9月27日、監査方針に基づき、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施不適切(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)、(3)運行管理者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第48条の3)	6	3
4	20230110	有限会社鼓松(法人番号8210002014069) 代表者時岡明秀	福井県大飯郡高浜町宮崎43号27番地	本社営業所	福井県大飯郡高浜町宮崎43号27番地	輸送施設の使用停止(140日車)及び文書警告	道路運送法第20条	令和4年5月26日、監査方針に基づき、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)営業区域外旅客運送違反(道路運送法第20条)、(2)運送引受書未交付(旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項)、(3)運送引受書記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項)、(4)健康診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項)	14	14
5	20230117	船見美和	愛知県安城市宇頭茶屋町南裏65番地4	安城営業所	愛知県碧南市三度山町4丁目40番地	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項	令和4年12月7日、監査方針に基づき、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)運送引受書記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項)、(2)運行指示書の記載事項等不備(旅客自動車運送事業運輸規則第28条の2第1項)	0	0

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和5年1月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
6	20230125	株式会社KRB(法人番号8180302025604) 代表者大河原 勝也	愛知県豊田市花沢町上行田14番地	本社営業所	愛知県豊田市花沢町上行田13	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項	令和4年12月14日、監査方針に基づき、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)健康診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項)	0	0